

怖い？ 残酷？

—江戸時代の刑罰と法—

江戸時代の刑罰について、皆さんはどのようなイメージをお持ちですか？時代劇のワンシーンから「怖い」「残酷」といった言葉を連想する方が多いのではないのでしょうか。

江戸時代には、磔や獄門、遠島や追放、入墨などといった現代とは異なる特有の刑罰がいくつも存在していました。本企画展では、獄門、入墨、切腹の3つの刑罰を主に取り上げ、その執行方法についてご紹介します。

そこにあるのは果たして「怖さ」や「残酷さ」だけなのでしょうか…。

ごあいさつ

なぜ江戸幕府が長く続いたのか—その理由を探れば、幕府や藩による合法的支配が展開されていたことがあげられます。17世紀後期になると武断政治から文治政治へと転換する動きが生じると、官僚制支配が定着していきます。そこに、幕府が積極的に取り入れていた儒教精神が市中で涵養していき、日本国内では“法の支配”が根付いてきました。幕藩体制が確立されるなか、各地では中世社会から脱却した近世社会が広がりました。

江戸時代には様々な法律が発布された一方で、幕府や藩で独自の法体系が築かれていました。「江戸の法度の如し」という、幕府法の遵守を基本原則としながら、藩による立法も認められています。熊本藩では中国の明律に倣った「刑法草書」が編纂されており、これは他藩にも影響を与えました。さらに、刑罰にも地域性がみられるなど、今日とは異なる様相を呈していました。

本企画展は、江戸幕府による“法の支配”に注目し、当時の合法的支配の実態について取り上げたものです。幕府が寛保2（1742）年に制定した「公事方御定書」によって、日本は一層の法治が進展したと評価されています。罰金刑にあたる過料、笞で身体的苦痛を与える敲、さらに罪人に羞恥心を与えるとともに一般に注意喚起する入墨刑が導入されたことで、これまでの嚴刑主義から寛刑主義へと変容しました。ここには、罪人への改悛を期するものもあり、今日の刑法観に通じる点もみられます。

そこで、江戸幕府による合法的支配の実態を、具体的な法令や刑罰について記した古文書から紐解いていきます。今日とは異なる支配のあり方について理解を深めてもらう機会となれば幸甚です。

令和4（2022）年1月24日

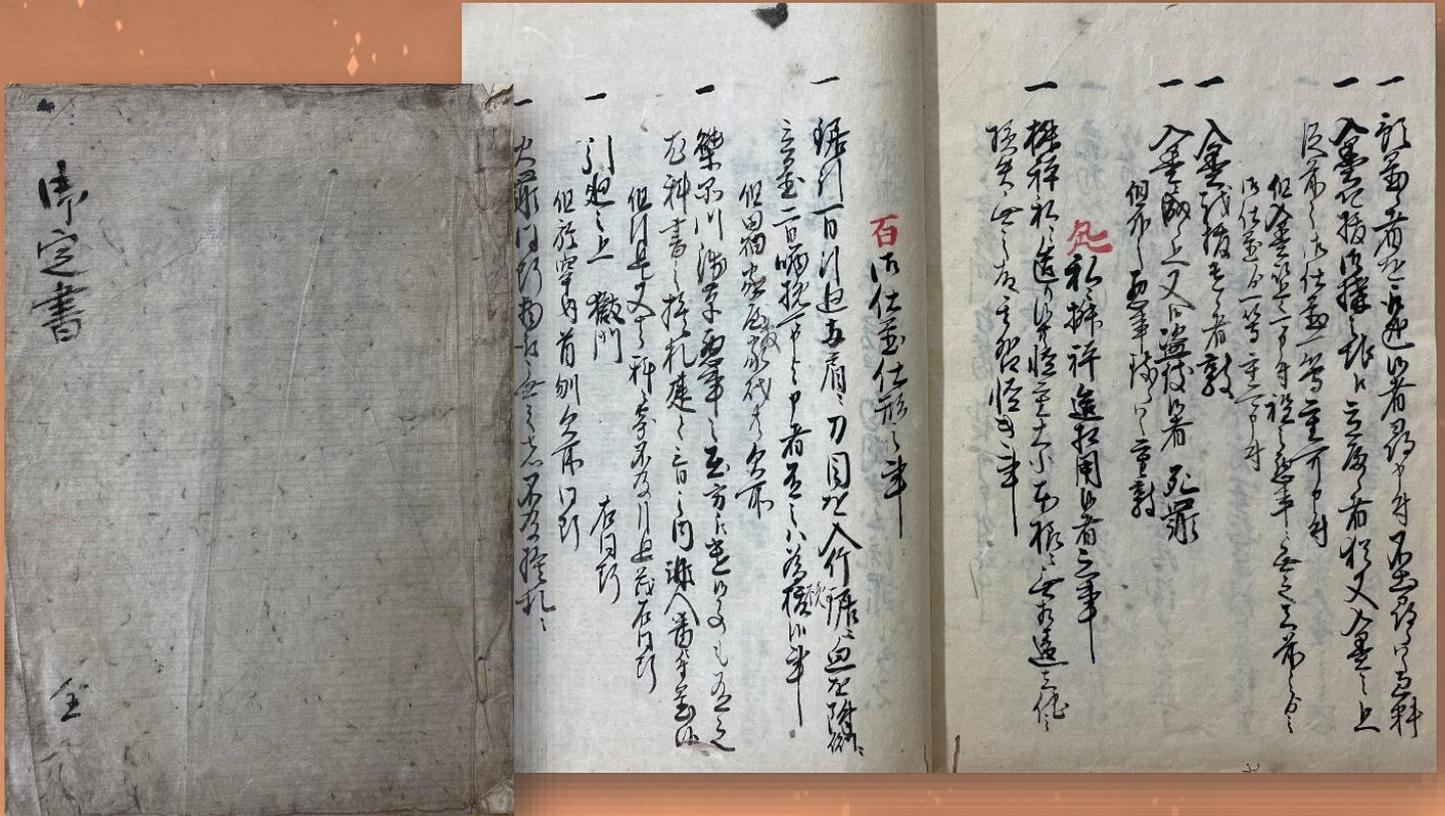
熊本大学大学院人文社会科学研究所

准教授 安高 啓明

御定書 全

年代：寛政2(1790)年 所蔵：安高啓明研究室

この史料は、公事方御定書の下巻の写本で、100ヶ条にわたり幕府の刑事手続きなどが規定されています。100ヶ条目には「御仕置仕形之事」が規定され、磔や獄門をはじめ、遠島や追放といった各種刑罰の執行方法が記されています。それぞれの刑罰は、公事方御定書に定められた方法で執行されていたのです。



「公事方御定書」ってなに？

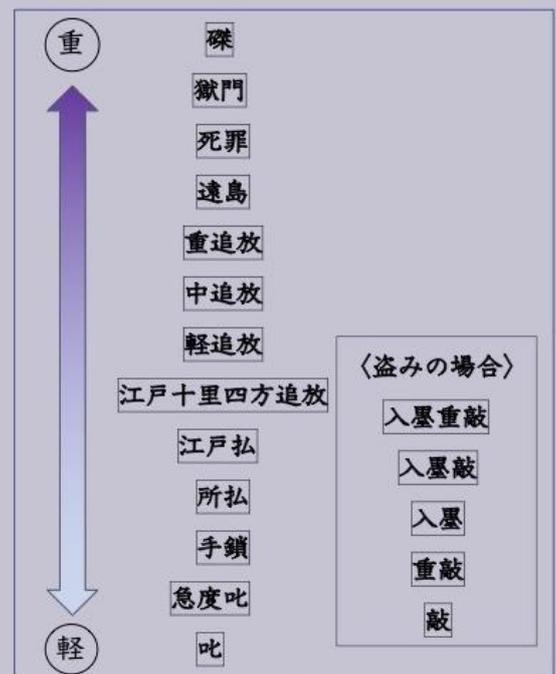
寛保2(1742)年に8代将軍徳川吉宗の指示で制定された幕府の基本法典です。上・下巻で構成され、下巻は103箇条にわたり刑事事件に関連する法令や判例が収録されています。一部の幕閣(老中や勘定奉行、寺社奉行、町奉行など)だけが閲覧を許された秘密法典でしたが、やがて多くの写本が各地に流布するようになりました。

どもっ、吉宗です。

法律が大好きだったもんで「法律將軍」とも呼ばれております。



江戸幕府が執行した刑罰



これは原則として庶民に対する刑罰体系で、武士に対しては、切腹、扶持召放、苗字帯刀取上など、僧侶には追院、退院などといった刑罰が科されることもありました。

入墨図

年代：江戸時代 所蔵：安高啓明研究室

この史料には、江戸や大坂、長崎といった幕府の直轄地における入墨の形が図示されています。地域によって入墨を入れる場所や形はさまざまでした。江戸では、左腕に幅三分（約9mm）ほどの線を七分（約2cm）ほどの間隔を空けて2本引き回す、長崎では、左手首に長さ三寸（約9cm）ほどの線を三寸ほど間隔を空けて2本引くことが記されています。その他、熊本藩では「ぬ」の字や「凸」の形を入れることがわかっています。



刑罰大秘録

年代：江戸時代 所蔵：安高啓明研究室

この史料には、刑罰や拷問の執行方法が絵図を交えながら解説されています。入墨は、江戸の場合、左腕に墨で引いた二つの筋を針で彫り、その跡に墨を塗り込みます。その後、科人の腕を桶の水で洗い、きれいに彫れていないところがあれば、再度墨をつけた針で彫り直して完成しました。各地における入墨の様子が決められていたので、一目にしてどの前科者が分かるようになっていました。

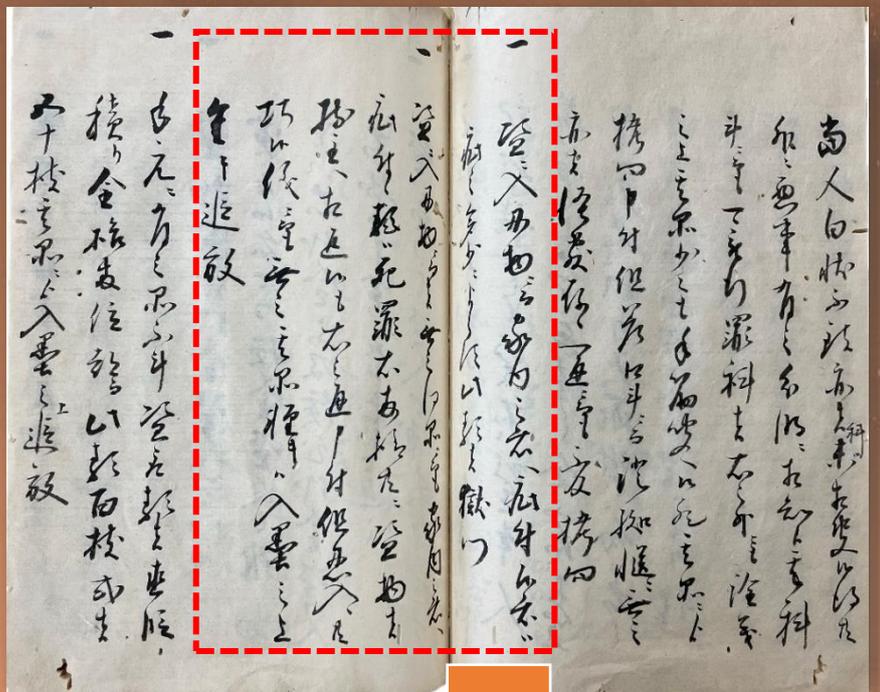


これは獄門の図解です。獄門とは、科人の首を斬り落とし、三日間市中に晒す刑罰です。右下端に見えるように、一人用であれば長さ4尺（約1.2m、史料中の「壹尺」は誤りか）の木台の上に立てた針で首を固定しました。首を晒している間は、穢多や非人が昼夜を通して交代で警備しました。科人の罪状を記した「捨札」も立てられ、市中の人々への見せしめとされたのです。

公事御定法式目

年代：江戸時代 所蔵：安高啓明研究室

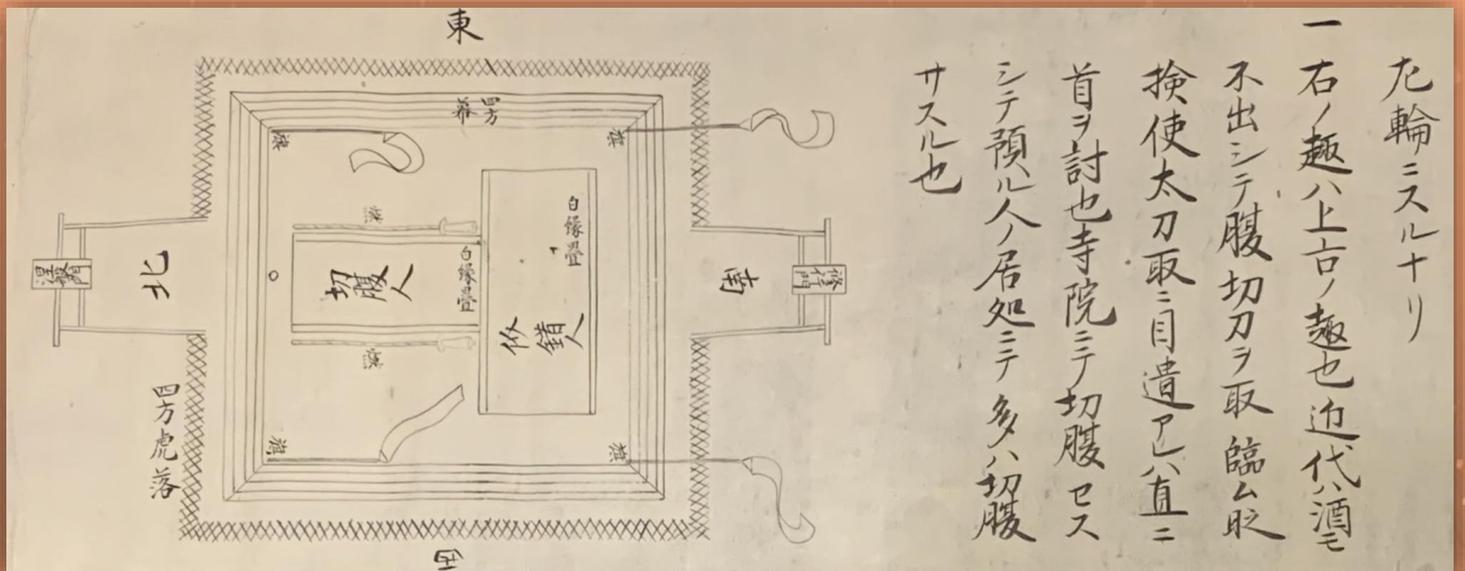
これは、公事方御定書の写本で、罪状とそれに対応する刑罰が記されています。盗みの際に刃物で家内の者を疵つけた者は獄門、刃物以外の物で疵つけた者は死罪、盗みの動機が軽く、盗品も少額である者は入墨のうえ重追放に処すとされています。同じ強盗致傷に相当する罪状であっても、用いた道具や動機の厚薄に応じて量刑が細分化されていたのです。



切腹仕形之図

年代：享和2（1802）年 所蔵：安高啓明研究室

獄門や入墨などのほかに、上級武士のみに許された切腹という刑罰があります。切腹にあたっては、四方を幕で囲み、北に涅槃門、南に修行門を置いた場所が設営されました。切腹人は北の涅槃門から入り、臍より三寸ほど上に刃を置き、左から右へ刀を滑らせるところで介錯人に首を斬られました。切腹は自死の形式を取りましたが、実際には介錯人が首を刎ねることになっていました。かつては執行前に死後の魂を供養するため酒を出していましたが、近頃はその作法は行なっていないとされています。



- 一 盗二入、刃物二而家内之者へ疵付候者ハ疵之多少ニよらず此類者獄門、
- （盗みに入り、刃物で家内の者を疵つけた者は、疵の程度によらず獄門。）
- 一 盗二入、刃物二而者無之、何品二而も家内之者へ疵付候類ハ死罪、右同様共ニ盗物者
- 持主へ相返候も右之通申付、但、忍人候共
- 巧候儀二而も無之、其品輕キハ入墨之上、重キ追放、
- （盗みに入り、刃物以外のどんな物であれ、家内の者を疵つけた者は死罪、「右同様」（盗みに入って家内の者を疵つけた者は盗品を持ち主に返していても獄門や死罪に処す。但し、侵入がたくらんだことではなく、その盗品も大した物でなければ、入墨のうえ重キ追放に処す。）

江戸時代の刑罰について、はじめに抱いていたイメージと変化はあったでしょうか。

確かに、当時の刑罰は、現代に生きる私たちには残酷なものに思えます。

しかし、当時の刑罰の執行には、慎重な手続きが踏まれていました。公事方御定書では罪状に応じて細かく量刑が定められ、たとえ将軍であっても恣意的な科刑は許されませんでした。また、獄門のような刑罰であっても、その執行方法を明文化して規定していたのです。

一見すると残酷そうな江戸時代の刑罰は、当時の文化や慣習が反映されたものといえます。当時から、刑罰は法と密接に結びついており、法に従った刑罰の執行がなされていたのです。



▲ 敲刑図（「刑罰大秘録」より）

研究代表：安高 啓明（熊本大学大学院准教授）

作成：山田 悠太朗（社会文化科学教育部）

牧野 寿美礼（文学部歴史学科）

一瀬 遥香（文学部歴史学科）